

文政天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争

菊池勇夫

はじめに

この論文で主な分析対象となる八戸藩は、寛文五年、南部藩が藩主継嗣をめぐる家中騒動の結果、新たに分封された表高二万石の小藩である。北奥と呼ばれるこの地域は、いわば歴史発展から取り残された最後進地域として例外視されてきたこともあって、近世史像構成に正當な位置を与えられることは少なかつたように思われる。最後進地といわれるゆえんは、一般には中世的遺制と考えられている賦役労働制に基づく家父長制的「地頭」―「名子」関係、すなわち「百姓」身分内部に封鎖された農奴主―農奴的關係が、幕藩制確立以降も農村構造を規定づけるものとして存続し、隷属・従属小農の自立・成長の途が困難であったことと関連している。なお、このような名子制と呼ばれる地

主経営は幕藩制下において一定度の「解体」・変質を示すものの基本的には払拭されず、近代以降まで残存し、「特殊小作慣行」と呼ばれながら、一部の地域では戦後農地改革まで持ち越されてきた。

本稿は、このような北奥の地域史固有の問題を念頭におきつつ、幕藩制解体の「封建制の極北」といわれてきた地域的特質や、それが克服される歴史的諸条件の解明をめざすものである。ここでは分析対象を十九世紀前葉の八戸藩に限定し、文政・天保期の「主法替」と呼ばれた藩政改革と、その改革が新たに創り出していく在地との矛盾・対抗関係を構造的・統一的に把握することに努め、そして、この矛盾・対抗関係の集約的なあらわれとして、天保五年の「稗三合」一揆と通称される総百姓一揆を分析したい。

こうした藩政改革と一揆をトータルに把握する作業によ

って、文政・天保段階における領主的危機・農村構造（こ
とに農民層分解）・農民闘争などの北奥の特徴を明らかに
することが本稿の課題である。

1 「主法替」——その前提と政策的特徴

文政二年、八代藩主信真は「御国政御主法替」とよぶ藩
政改革、特に「国家土崩瓦解」の事態になりかねない極度
の逼迫状況にあったといわれる藩財政の立直しに着手し
た。改革の具体的検討の前に、改革を必要とした領主的危
機の様相や特徴を宝暦期以降の藩政の中に必要な限り、ま
ず述べておこう。

北奥の宝暦・天明期は表1に示したように「東風」・「霖
雨冷氣」による凶作・飢饉が間断なく襲いかかった時期で
あった。約30年の間に、表高に対し損毛率が過半を越え
る年は十数回に達している。もとより飢饉災害は単なる天
災ではなく、地代収奪の強さや飢饉対策など政治支配の領
域とかかわる問題である。しかも北奥のように、劣悪な自
然的諸条件に当時の稲作技術水準が十分照応しきれぬ地域
においても、幕藩制国家の地代収奪原則（石高制に規定さ
れて、稲作強制を進めていかにざるを得ないという本来的な
矛盾を抱えていた。また、畑方の損毛率が田方のそれより

も必ずしも低くないということは、稲作強制が他方で畑方
の生産力的発展に阻止的に作用していったであろうことも
子測させる。

なかでも、天明三・四年の大飢饉が以後の藩政に多大な
影響を与えた。盛岡藩の領民の手になる『飢歳凌鑑』に、
「八戸さまへ御分国狭けれども、御政事甚だ宜し。人馬の
多く死たるをきかず。是を以察るに国によき杓子とりが有
るそふな」と記された八戸藩ではあったが、実際は兩年の
飢饉で、「御領内惣人数六万人程大略有之候処、三万人の
余餓死」したといわれる。天明三年の損毛率は表高に比し
九六・二％に達し、四年のそれも八二・三％の高率を示し
ている。なお四年の場合は気候不順ではなく、農民疲弊に
よる耕作放棄によるものであった。

このような生産力破壊状況は、広範な「死絶地」・「世所」
としてあらわれ、直接に蔵入地の年貢収取量の減少に結び
つく。その例証として表2に安永六年と寛政元年の地代収
奪の高構成を比較してみた。これによれば、蔵入地の総高
は若干の減少を示しながらもほぼ維持されているが、その
内容は本役地高の占める割合が大幅に減少し、逆に揚地の
項目が新たに設定され、また無役地・安役地が増大して、
年貢収奪量が実質的に減少せざるを得ない高の構成になっ
ている。

表1 八戸藩凶作・飢饉年表（宝暦～天保期）

年次	概況	損毛高(率)		内 訳			備考	
		石	%	田 方	畑 方	その他		
宝暦 3(1753)	凶作	11,852	(59.3)	7,275	(63.6)	3,882	(45.3)	695
宝暦 5(1755)	大飢	18,573	(92.9)	10,248	(89.6)	7,928	(92.6)	397
宝暦 6(1756)	凶作	11,961	(59.8)					
宝暦 7(1757)	凶作	10,696	(53.5)	6,786	(59.3)	3,911	(45.7)	
宝暦 12(1762)	凶作	19,781	(98.9)	11,187	(97.8)	5,594	(65.3)	3,001
明和 1(1704)	大凶	11,355	(56.8)	7,541	(66.0)	3,814	(44.5)	
明和 3(1766)	凶作	10,785	(53.9)	5,014	(43.9)	5,771	(67.4)	
明和 5(1768)	凶作							
明和 7(1770)	不							
安永 1(1772)	凶作	9,301	(46.5)	7,944	(69.5)	1,357	(15.8)	
安永 3(1774)	凶作	10,843	(54.2)	7,777	(68.0)	3,060	(35.8)	
安永 4(1775)	凶作	10,838	(54.2)	7,778	(68.0)	3,065	(35.7)	
安永 5(1776)	大凶	15,544	(77.7)	14,715	(128.7)	828	(9.7)	
安永 7(1778)	大凶	10,782	(53.9)	6,355	(55.6)	4,427	(51.7)	
安永 8(1779)	不	8,154	(40.8)	2,919	(25.5)	5,235	(61.1)	
安永 9(1780)	不							
天明 1(1781)	不							
天明 2(1782)	大飢	7,244	(36.2)	5,375	(47.0)	1,869	(21.8)	
天明 3(1783)	大飢	19,236	(96.2)	11,125	(97.3)	8,111	(94.7)	
天明 4(1784)	大飢	16,457	(82.3)	9,374	(82.0)	7,084	(82.7)	
天明 5(1785)	大飢	15,031	(75.2)	8,505	(74.4)	5,294	(61.8)	1,232
天明 6(1786)	飢	3,745	(18.7)	2,346	(20.5)	1,398	(16.3)	
天明 8(1788)	不	12,749	(63.7)					
天明 8(1788)	不	6,854	(34.3)					
寛政 1(1789)	不	17,886	(89.4)					
寛政 3(1791)	大凶							
寛政 5(1793)	大凶							
文化 4(1807)	凶作	8,173	(40.9)					
文化 7(1810)	凶作							
文化 10(1813)	凶作							
文化 11(1814)	凶作							
天保 3(1832)	凶作	11,353	(56.8)	7,536	(65.9)	3,818	(44.6)	
天保 4(1833)	大飢							
天保 5(1834)	不							
天保 6(1835)	飢	15,797	(79.0)					
天保 7(1836)	飢	35,857	(89.5)					
天保 8(1837)	飢	15,853	(79.3)					
天保 9(1838)	飢							
天保 10(1839)	飢							

注1 『八戸藩史料』より作成。但し、概況は『農民の生活史』(盛田稔著)に拠る。
注2 損毛高(率)は表高に対してであり、斗以下および少数点第2位以下を四捨
五入してある(表高 20,000石 内訳 田方 11,434石 畑方 8,566石)。
注3 天保7の内高は 40,074石である。

文政天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争

表2 歳入地の年貢地高構成

構成	八戸廻		長苗代通		名久井通		久慈通		軽米通		志和通	
	石	%	石	%	石	%	石	%	石	%	石	%
安永六年(一七七六)	免	354.293	69.995	317.042	420.204	313.684	163.664					
	無地	4.7%	1.6%	9.4%	19.0%	13.3%	2.5%					
寛政元年(一七八九)	高	67.730	1.067	79.497	7.632	102.362						
	役高	0.9	0.0	2.4	0.3	4.4						
安永六年(一七七六)	安地	65.727	—	39.247	78.405	223.625						
	本地	0.9	—	1.2	3.5	9.5						
寛政元年(一七八九)	高地	7,025.343	4,198.193	2,938.528	1,708.946	1,711.737	6,445.968					
	役高地	93.5	98.3 ⁽⁵⁾	87.1	77.1	97.5						
安永六年(一七七六)	合計	7,513.093	4,269.253	3,374.314	2,215.187	2,351.408	6,609.632					
		100.0	99.9	100.1	99.9	100.0	100.0					
寛政元年(一七八九)	免	343.005	132.819	273.960	366.228	212.499						
	揚高	4.6	3.1	8.2	18.3	11.1						
安永六年(一七七六)	無地	1,612.864	1,039.720	941.375	171.584	189.611						
	役高	21.5	24.5	28.3	8.6	9.9						
寛政元年(一七八九)	安地	428.430	218.803	338.615	54.935	203.562						
	本地	5.7	5.2	10.2	2.7	10.6						
安永六年(一七七六)	役高地	98.985	29.590	3.767	266.915	255.459						
	役高地	1.3	0.7	0.1	13.3	13.3						
寛政元年(一七八九)	本地	5,034.119	2,820.121	1,771.594	1,143.238	1,058.283						
	本地	67.0	66.5	53.2	57.0	55.1						
安永六年(一七七六)	休地	—	—	—	1.556	—						
	休地	—	—	—	0.1	—						
寛政元年(一七八九)	合計	7,517.403	4,241.053	3,329.311	2,004.456	1,919.414						
		100.1	100.0	100.0	100.0	100.0						

注1 志和通は安永七年の分である。()内数字は実際の合計を示す。
 2 『秘鑑』(小山田家文書、八戸図書館蔵)より作成。

こうして、藩財政の窮乏が一層の深刻な事態を迎えたといえるが、芒所開発などによる年貢収奪量の回復を急速には望めない中で、藩財政の補填・取繕いは、家臣団の俸禄の削減である「貸上(借上)」政策などさまざまな形態をとるとしても、最も比重の大きいのは、城下町商人や名子主的村落支配者層農民への財政的な寄生依存という点であろう。

彼等「御町人共」・「在々分限のもの共」は、天明飢饉時には、「救助金貸上」(御用金)の対象とされたばかりでなく、直接「向寄次第入穀致し、諸人救候様」命ぜられ、「江戸・銚子・平潟辺穀物為取組罷登、且秋田・仙台えも手寄」為取組罷越者数人有之候」であったという。彼等はたびたびの御用金賦課に応ずる代償として、武士身分(金上侍)、あるいは持地の免租地化を獲得していった。また城下町商人の最上層部分には「御用達商人」として、月々藩入用金の仕送り業務や「御証判切手」(預切

手)の発行などにより、藩財政に深く関与していくが、そうした特権的地位にも裏付けられながら、領内の流通支配を一層強めていった(その典型的な例が後述の七崎屋であった)。

しかしながら、こうした窮余策によって、領主財政は特権的御用達商人に深く浸潤され、主体性を失って硬直化していくのは明白である。文化末年に「預切手」発行による金融混乱から紙幣処理が焦眉の課題となったことはその一例である。このことが領主権力自体の主観的意図としては、城下町特権商人への傾斜的な寄生・依存の体制から脱却すべく、目的意識的・強権的に仕法改革に奮い立つ起因となっていた。

ところで、「主法替」が文政初年に開始された理由として、単に特権的商人との関係の清算が迫られたというだけでなく、新たに収奪強化策を進めていくに可能な社会経済的背景があったといわなければならない。その一つには、天明飢饉後の気象条件の相対的安定のもとで土地生産力の回復が徐々に進行してきたということ。それは、「卯辰兩年の御年貢金諸出金未進御延金」という飢饉の負の遺産を背負い、しかも村落支配者層への隷属(「名子」化)・従属(「作人」)質の小作人化)度を強められながらも、必死に再生産力回復・経営回復に努めてきた小家族経営農民の営為

文政天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争

に支えられていた。二つには、こうした生産力の漸次的回復という要件の上に、特に寛政期以降、特産物的遠隔地市場と結合した商品生産・流通が、自然的狭隘性の濃厚であった山間の主畑作経営地域にも浸透し始めており、そこに新たに発展基盤を置く、あるいはそれへの対応を計る名子主的村落支配者層が、城下町特権豪商の流通支配の間隙をぬって登場してきていたことである。その突出した例としては、森嘉兵衛氏によって経営分析が既に行われている大野の晴山・田代の三浦・軽米の淵沢などが挙げられよう。

こうして、藩権力の視座からする財政立直しの成否は、いわば遠隔地市場と結合した領内商品生産・流通の展開を、城下町特権豪商の排除のうえに、在村のそうした名子主的村落支配者層に立脚して、領主的に掌握し得るかどうにかかっていたといえよう。

さて、「主法替」と呼称される藩政改革は、「御勝手御役人物座」に登用された野村武一(後、功により中老役となり軍記と改名)を中心に、文政二年より当初五カ年計画で開始された。さらに五カ年延長され、文政末年には「御主法年限中無滞被為済、且御縁合同思召通御成就」という所期の成果を上げ、文政十三年の「御金箱入目録」によれば、この年一万五千両が藩庫に収蔵されている。その後、天保五年の百姓一揆に直面し野村が失脚するまでは、ほぼ

改革基調が踏襲されていくが、その時までには田舎が正金で四万ないし五万両蓄積されたといわれる。以下諸施策の具体的検討から「主法替」の政策的特徴を述べていこう。

御用聞和泉屋喜兵衛が預切手処理問題で入牢処分とされたのは文化十三年のことであった。預切手は御用達商人の私的信用に依拠し、領主財政における正金銭の不足解消・吸上げを目的とする、藩札の性格を持ったものである。和泉屋の切手発行額は約三万六・七千貫文の多きに達したといわれる。切手相場の下落が進んでいた正月二十三日には、和泉屋に正金銭との引替を要求する「農商の者共一時に蝟集し形勢穩かならざる」状態に陥った。それに対する藩の処置は、喜兵衛支出の預切手を使用停止し、同人所持の財産を糶売して切手引替に充てるということであった。しかし、その全部を償還し終えることは所詮不可能であり、調役所の下役を勤めることになる、八戸藩成立当初からの御用商人西町屋徳右衛門に切手肩代りを命じ、文化末年以来の金融混乱に結着を付けようとした。これは必ずしも預切手の否定ではなく、むしろその現実的機能を十分認めつつ、新仕法(特に国産買上げ策)の準備として、預切手の信用度回復をねらったものといえよう。

しかし、特権商人の処断はこの和泉屋事件にとどまらなかった。領内最大の豪商、七崎屋半兵衛一族の取潰しがそ

れである。七崎屋は天明飢饉後の藩の商業資本への傾斜的依存の過程で急速に発展した。その権勢のほどは、松橋三家(宇助二百石・半十郎百五十石・甚太郎百五十石の知行取)の金上侍を輩出し、また半兵衛自身御用達仲間の一店として、「御用達仲間十二店とは申ながら、本店(注)大塚屋)始めこの七半より、借財のなき店はなし。依之、急に御必要の金子御用達仲間にて御問答合兼、七半一軒え被仰付、暮御年貢引宛にて、其暮七半え上納に相成事有、如斯なれば、八戸の七半にあらで、七半の八戸など、風聞御笑止千万の御凌合……」といわれるほど藩財政に深く喰入っていた。ところが「主法替」宣言の翌年、突然七崎屋は「半兵衛不届の筋」五カ条により、科料金一両を命ぜられた。これは明らかに七崎屋の取潰しを意図したもので、さらに松崎三家へも一両を課し、いかに豪勢を誇るとはいえ、皆納は困難であった。その結果、半兵衛は欠所に、松橋三家は改易処分となった。七崎屋より取揚げた物品は「競売に付したるに競売二カ月余に涉り中にも穀類多大にして競売代金五百八十八兩一步と錢一万二千四九貫八二八文」に及んだといわれる。こうして、藩財政再建には、今や極枯と化していた和泉屋・七崎屋の如き特権豪商との腐朽的癒着関係を強圧的に清算し得たことにより、領主権の絶対的主導性のもとに、新たな取奪強化策を本格的に追

表3 文政八年為登惣石・惣金銭

品目	数量	換金	銭
大豆	7,073石59698	12,257貫056文	
粕	4,690俵	493兩ト4貫949文	
干鰯	1,680俵	88兩1分半切ト330文	
干海苔	335俵(5,189貫300匁)	311貫358文	
干鱈	13箇(543枚)	13貫572文	
骨粕	6俵	2分半切ト300文	
諸経費	(繩蓮買上代など)	19兩1分半切ト3,598貫952文	
合計		601兩1分半切ト16,186貫559文 *(517)	
		=2,748兩1分半切ト621貫028文	

*実際の合計を示す

注 『去西年為登惣石惣金銭御勘定目録』(文政9.3 差出人・山本登弥太→宛先・調役所) 上杉修氏蒐蔵、八戸図書館依託史料。

求していく権力的基礎が固まった。

ところで、「主法替」の最重要施策は、産物取扱調役所の設置がその始点とされるように、国産品買上げ・藩専売・流通統制の強化によって、領内商品生産・流通の成果を限界のなまでに収奪し尽くすことにあった。この実際の立案・実施機関たる「調役所」には、野村の主導下に、下役町人に西町屋徳右衛門・大和屋市兵衛、久慈郷産物係下役に大野村豪農晴山重三郎を参画させ、会所を久慈・湊の両所に置き、江戸深川に蔵屋敷を設けた。

まず、「調役所」仕法による国産買上げ策であるが、その対象品目は、文政八年の実績を示すと推定される『去西年為御登惣石惣金銭御勘定目録』によれば、この地域の唯一といってよい畑方商品作物である大豆と、粕・干鰯などの海産物に限定されているところに特徴がある(表3)。

これら国産品の買上げ方法は最重要視された大豆の例からすると次のようである。

此度御買上大豆被仰付候ニ付、買方の者久慈・軽米・八戸廻・名久井・長苗代通、惣郷え御買方人被仰付候間、何れの村方ニても向寄の者誰え被仰付可然旨、目論ヲ以、一郷限り直々可申出旨、…五御代官え可申出旨御中老中御沙汰ニ付申達

これによれば惣郷に対し、「一郷限り」に「向寄の者」を「買方人」に指定して買上げるといふ方策を取った。「向寄の者」とはこの時期において、商品生産・流通の進展に発展の基礎をおく、あるいはおきつつある名子主的村落支配者層であろうが、彼等の家父長的權威の強固な共同体規制や村請制機構そのものを強制環とする集荷独占体制を布いたと思われる。そして「仕付畑数」の書上げ(文政八年にはメ高式万式千四百三拾老役六歩)⁽²¹⁾が行われていることから、当然大豆の仕付強制に及んだと考えられ、買上げにあつたても高懸りを基準とする租税的色彩の濃厚なものであつた。天保二年八月現在で、昨年の大豆買入予定高老万式千六百式拾六石老斗七升⁽²²⁾合(入作高老石に付六斗、在地老石に付八斗積)の内、「買入上納」分は九千九拾三石三斗式升老合七勺九才で、「不納」分が未だ約四分一を占めている。こうしたことから大豆強制買上げが熾烈となり、ことに畑方地帯農民の困窮化を急速に招来していったかを容易に察することができよう。

海産物の場合もほぼ同様、買上げ値段を公定し、特定の買付人を通じて買い集めるといふ形態を取った。八戸藩におけるメ粕・干鰯生産は、金肥として領内の農業生産とは結びついておらず、専ら遠隔地市場を前提とした以上、藩によって安値に買い叩かれ、「浜方百姓とも日増年増困窮

にて恨みけるも道理なり」⁽²³⁾であつた。

なお、このような遠隔地間商業を前提とする国産買上げ政策をいくらかでも有利にするため、野村自身「造船御用掛」となり、「是迄雇船にて格別利益も無之事故、手船刷立」⁽²⁴⁾にも乗り出し、これによって新造手船は「千石以上五艘、五百石以上三艘、其外廻船刷立数知れず」になつたという。また角力取大関四賀峰等を抱え入れ、その実効のほどはともかくとして、これが藩の知名度を広げ、「貿易の道大に開け藩の財政随て潤沢」⁽²⁵⁾になつたともいわれている。

こうした国産買上げ策と軌を同じくして、これまでもたびたび採られてきた塩専売制が文政九年再び施行され、浦々出塩買上のために塩会所を設置し、大坂屋吉右衛門が塩問屋支配方となつた。⁽²⁶⁾また、領内屈指の大野鉄山は、飛騨人浜屋茂八郎の経営するところであつたが、文政四年に藩営化された。大野鉄山の支配人には西町屋が任命されたが、実際には大野村豪農晴山があたり、彼の意向が藩営化に強く働いていたと指摘されている。⁽²⁷⁾

それでは、領内商品流通における統制の基本はどこに置かれていたのであろうか。

町人共は諸商売物運上差出、右利潤を以今日の煙を立、手廻り家内相統致しける。木綿・細物・蠟燭・

煙草・醬油・糶不残取場、一手商売に為致、御礼金高に相成諸品高値、或は会所建直、支配物の出入役・酒商売・木綿わた類・肴類共於会所いたしける故、町屋の者は只忙然と手を空くて詠るのみ外なかりける。⁽²⁸⁾

この文章に示されているように、統制は日常消費物資の多岐にわたり、特定の商人に「一手商売」(流通独占)の特権を与えて一元的に掌握し、流通の成果を「御礼金高」によって吸収することにあつた。また「市子宿」を置いて、農民の米雑穀などの「市中へ付参」販売にも課税するなど取奪を末端まで強化した。⁽²⁹⁾

そのような中で、文政末年段階ともなると、前述してきたような収奪策が領内商品流通の逼塞状況を生み出し、そのことが何らかの流通促進策を必要とさせている。文政十三年、「御領分融通別て下も三町御別立繁昌町々賑ひ相成候様色々御賢慮」⁽³⁰⁾の上、新たに主法取立となつた「大日市」がその意味をもつものといえよう。これは、城下十八日町・廿八日町・塩丁の三町に三月・九月の年二回開催し、諸役免除、塩・鉄類の「御定値よりは割合安」、「郷村産物何品たり共差出商売」などを特徴とするものであつた。⁽³¹⁾

ところで、特産物的遠隔地市場を前提とした国産買上げ・登せを中心とする流通独占・統制はその吸着基盤の拡大を期待するのであり、ここに国産奨励・殖産政策がとられ

る。例えば、文政十一年、「御領内漆桑楮植立掛」が置かれ、三木の植立「奨励」に乗り出している。漆は長苗代通・名久井通・軽米通の山根辺を「専場所」に、桑・楮は八戸廻・久慈通と地域割し、植立基準は三木とも蔵入地・給所地を問わず、「森岡御同様高中」に、「畑高老石ニ付拾五本中リ」を強制的に植樹させるといふものであつた。⁽³²⁾

このような国産奨励策を見越した動きが、農民層の中から出現してきている。「勘定所日記」に見える、葛巻村善太郎の蚕種の領内一手引配方願いなどその一つの例である。⁽³³⁾

今まで述べてきたように、「主法替」の基本政策は流通支配・統制による財政立直しにあつたが、もう一つの柱に、封建地代收取基盤の再確定・拡大の政策が挙げられなければなるまい。検地の実施と新田開発がその主な内容で、野村は「内高共四万石有之、猶一萬石も検地打出并新田開発申付、出来候得は五万石に相成、左候得は城主格に被為成」⁽³⁴⁾と考えていたという。

領内総検地は文政十一年、検地役人が任命され、「此度惣検地被仰付候ニ付、御調并窺書相談帳」⁽³⁵⁾によれば「七カ年余の積」を以って、久慈・軽米・名久井・八戸廻・長苗代通の順に検地を行う計画であつた。同史料に検地前の状況が次のように記載されている。

(上略)一鉢御帳調屋舖付山付等始末方大荒目御座候て、天明三卯年大凶作ニ付死絶置去及過半候得は、田地向甚渋乱仕候て、屋敷付山付等も難相分、且当時所持の地面地名高も不束の者多、勿論揚地の場所へ至候ては、何連の村方ニても無筆多之御国故、大凡ニも寛居候者無之程ニ御座候得は、後世御検地間違相成候ても分明ニ相成可申哉(下略)

これによれば、天明飢饉によって「死絶置去」の者が過半にまで及び「田地向甚渋乱」して検地帳の「大荒目」が生じていた。このことは藩権力がこの時点で正確な土地掌握をしていないことを示しており、農村での生産力回復状況が把握することと相まって、年貢収奪基盤の整理・再確定が披差ならぬ重要課題になっていたといえる。またこの検地は同時に、開発可能な「出河原等御座候へハ御竿入御扱地」にするといった、新地開発策と抱合せされたものであった。

しかし、このような総検地や、「三戸郡内のみにて新田三万石を得ん。心算」であったといわれる新田開発策は、全く生産力的諸条件を考慮することなく、「威光を以て民を恐怖せしめ、非道の竿打、新田畑返し水揚等にて在々の困窮大方ならず」であった。だが、検地の結果は「且増且減る村方もあり、御高増も格別無之候」と、藩の意志とは

ど遠いものにすぎなかった。

ほぼ「主法替」の政策は国産政策と増石政策の二点に集約されるが、その他主要と思われる諸点を列記しておく。まず、莫役・肴五分役・山役錢倍増・諸職人定役倍増・大豆沖ノ口・振駒八戸引出し等々、課税の強化・拡大が図られたこと。また備荒貯蓄のための「田稗」制の採用。さらに儉約の奨励・諸役人心得の徹底・綱紀肅正など家臣団統制の強化や文武学校の設置、その外に「孝子」の奨励などが挙げられよう。

ところで、この期に特有の問題ではないが、領主―農民関係を考える上で、見逃し得ぬ「舫金」貸付について付け加えておこう。舫金は「家中一般へ百石ニ付五貫文宛に年々掛金登り下りの者に百石式五貫文割を以被下に相成」る、藩士の江戸勤番費用のための積立金であるが、「右舫金家中町在々御貸付相成、利金を以登り下りの御取扱相成ける」ものであった。この舫金拝借の返済不納が、年貢滞納と共に、この時期の『勘定所日記』に散見される「本潰」。「内潰」願の理由になっている事例がかなり多い。それだけに農民に広範に利用されもし、また熾烈な収奪状況下にあったことを予測させるに十分であるが、そのような高利貸的利潤収奪の意図であるだけに、返済不納に対する処置は厳格を極めた。「内潰」と「本潰」の差はよく分らない

が、潰となった場合、藩の許可・立合を必要とし、一切の所持物の扱代金を引当てとして上納させており、宝暦十三年の「禿の者共え被仰渡」では「身売」規定にまで及んでいた。⁽⁴³⁾

2 在地の構造と「稗三合」一揆

これまで述べてきたように「主法替」の最重要施策は、腐朽的膠着関係にあった特権豪商を排除し、あるいは統制下に組み込み、自らの商業資本化により、特産物的遠隔地市場を前提に、商品生産・流通の在地的展開を領主権の下に直接的に掌握することであった。城下町特権豪商の領内流通支配の間隙をぬって豪農の発展・転化を遂げようとしていた家父長的村落支配者層がその収奪強化策の楯杆となつた。彼等は典型的には依然として賦役労働・下人(奉公人)労働に基礎を置く手作経営地を持ち、また高利貸機能を通じ多くの「作人」を従属させつつある質地地主でもあり、さらに村請制による徴税請負人として共同体再生産機能を担われ、そして「自立」小農・隷属小農の非自給物資の供給者としての商人的機能を本来的に持って来た。「大家」・「地頭」と呼ばれる村落支配者層であった。確かに藩の流通支配・統制は、一面ではこれらの層の利害とも

合致した側面―例えば大野村豪農晴山など「調役所」体制に参画し、のし上っている部分―があったといわなければならぬが、特権的地位に関与しない多くの部分にとつては、特産物的商品生産・流通の展開に新たに発展の基盤をおく可能性はほとんど閉じられたといっても過言ではない。むしろ彼等の村落共同体における家父長的権威・地位が、領主権力による国産品の集荷独占の強制機構として利用されただけなのであって、利害の貫徹性を徹塵も見ることとはできない。そのような確認の上になつて、藩政改革による収奪強化策の矛盾表現でもある『御目付日記』に登載された「駈落(欠落)訴」を集積・分析し、その負担転嫁のされ方⁽⁴⁴⁾、「主法替」を支えた在地構造を理解していきたい。

ここでいう「駈落」とは、単身・家族ぐるみで、領外へ逃亡した者、あるいは出稼ぎ等他出のまま帰国しない者などの届出されたものであり、村方農民の逃散だけでなく町方居住者および武家奉公人の逃亡者も含んでいる。

まず、文政元―天保八年の二〇年間に「駈落訴」された、その量的な推移を見ると(表4)、文政末年から天保初年にかけて、ただ文政一・二・三年の二年は半年間の集積分であることを勘案してのことだが、確実に増加しており、収奪強化のあらわれをみることでできよう。さらに飢饉の影響と

表5 村方「欠落」の通(廻)別集積表

	八戸廻	長苗代通	名久井通	軽米通	久慈通	志和通	不明	合計
文政1	4	2	3	6	5	0	0	20件
2	4	0	3	6	5	1	1	20
3	4	0	6	3	4	0	1	18
4	1	0	2	7	3	0	0	13
5	1	0	5	3	4	0	0	13
6	6	0	8	5	5	0	0	24
7	3	4	4	8	4	0	1	24
8	1	0	3	5	5	0	1	13
9	4	2	5	7	0	1	0	19
10	5	2	5	5	5	0	0	22
11	5	0	8	5	2	0	0	20
12	1	0	2	3	5	0	0	11
13	3	2	4	3	8	0	0	20
天保2	4	2	5	15	18	0	0	44
3	3	0	10	11	1	0	2	27
4	5	0	6	3	8	1	1	24
5	4	3	1	7	11	0	0	26
6	3	0	5	7	15	0	1	31
7	2	0	6	6	17	2	4	37
8	20	4	1	20	28	3	2	78
合計	83 (16.5%)	21 (4.2%)	92 (18.3%)	135 (26.8%)	151 (30.0%)	8 (1.6%)	14 (2.8%)	504件 (100.2%)

注 典拠などは表4に同じ。

表6 八戸藩通(廻)別表高表(元禄10~天保5)

	田畑高合計	田高	畑高
名久井通	石 7,800.417 (5,196.545)	石 3,825.592 (2,691.272)	石 3,974.825 (2,505.630)
長苗代通	8,064.706 (8,840.826)	6,231.422 (6,822.017)	1,833.284 (2,019.989)
八戸廻	8,059.619 (7,416.785)	3,097.433 (2,679.306)	4,962.186 (4,801.976)
軽米通	7,271.206 (6,847.142)	2,715.286 (2,589.424)	4,555.920 (4,257.718)
久慈通	4,526.446 (4,595.453)	2,384.666 (2,501.284)	2,141.780 (2,094.969)
志和通	6,876.958 (7,117.989)	6,254.990 (6,448.040)	621.968 (668.409)
計	42,599.352 (40,074.000)	24,509.389 (23,730.489)	18,089.963 (16,343.511)

注 上段は「郷村御内所高帳・元禄10」(『八戸藩史料』),下段の()内は「郷村高辻帳・天保5」(『岩手県史・5』)より作成した。なお下段の分は計算が合わないが、そのままとした。

表4 『駈落訴』内訳表

年次	村方	内訳			町方	武家奉公人	不明	計
		蔵入地	給所地	(名子)				
文政1	20	4	16	(0)	3	2	0	25件
2	20	5	15	(0)	1	2	0	23
3	18	9	9	(0)	3	8	2	31
4	13	4	9	(1)	2	9	0	24
5	13	3	10	(1)	1	2	0	16
6	24	9	15	(1)	1	2	0	27
7	24	10	14	(0)	1	2	0	27
8	13	4	9	(0)	0	3	0	16
9	19	8	11	(1)	0	2	0	21
10	22	14	8	(0)	3	15	0	40
11	20	12	8	(0)	2	3	0	25
12	11	5	6	(1)	2	7	0	20
13	20	4	16	(0)	0	4	0	24
天保2	44	21	23	(3)	3	6	1	54
3	27	13	14	(2)	4	14	0	45
4	24	15	9	(0)	1	6	1	32
5	26	14	12	(0)	7	5	0	38
6	31	13	18	(2)	4	1	0	36
7	37	21	16	(0)	4	6	0	47
8	78	49	29	(0)	2	12	0	92
計	504	237	267	(12)	44	111	4	663件
	76.0%	47.0%	53.0%	(2.4%)	6.6%	16.7%	0.6%	99.9%

注1 八戸藩『御目付日記』より作成。

2 文政12, 13(天保1) 両年の1~6月分, 天保2の1月分は焼失のため, これ以下の表には含まれていない。

いうこともあり、七・八年と急激に増加していることが指摘される。総数六六三件の駈落の内訳は、村方七六・〇%、町方六・六%、武家奉公人一六・七%、不明〇・六%である。このうち村方五〇・四件について見ると、蔵入地四七・〇%、押地五三・〇%で、八戸藩の給地の総石高に占める割合からすると地方知行地の方に多く見られることである。また名子の場合が十二件あることも注目に値しよう。なおここで武家奉公人というのは、農村から徴発された小者・箱持・草履取などで、うち江戸表および参勤中に逃亡したと明記されている者が約半数を数えている。また地域(通・廻)別の集計によれば、水田率の高い地域(志和・長苗代)に少なく、畑作地帯、特に久慈・軽米に欠落が多い(表5・6)。なお付記しておく、給所地は久慈・軽米・名久井にほぼ集中している。

さらに逃散者の持高記載数一七七件の階層構成を示すと、無高・極貧層に著し

八戸藩概略図

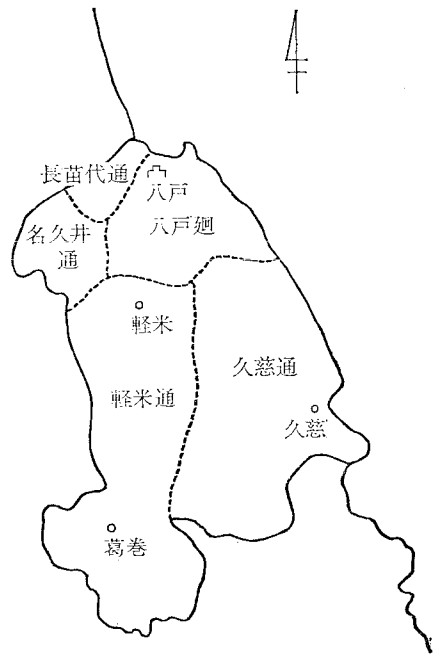


表7 「欠藩」者の持高階層表

無	高	32戸	27.4%
1石未満		42	35.9
1~2石		22	18.8
2~3石		12	10.3
3~4石		4	3.4
4~5石		2	1.7
5石以上		3	2.6
合計		117	100.1

注 典拠などは表4に同じ。

く偏重し、例外的に二〇石を越える者が二名、八〇石層が一名いるのみである(表7)。また他領へ「手間取・他働・日雇働・日用取」として出稼ぎに行つたまま帰国しない者二一名を行先別に示すと、多い順に仙台・盛岡・北通・近在・中奥通で、他に伊達通へ商売に出かけた者が一名記載されている。

ここから特徴的なことだけ指摘すると、「欠藩」農民が水稻経営地域よりも、国産買上仕法、特に大豆の強制買上げ・生産強制の影響を直接的に受ける主畑作地域に集中的に見られたことは、仕法替による矛盾のあらわれ方を如実に表現している。しかも「借上」などの領主財政の負担転嫁を強いられた給人支配下においては、農民窮迫化の度合が一層深刻であったといえる。こうして、家父長的村落支配者層に従属せしめられている無高・貧農層―その労働力再生産の基礎は、猫の額程の名請地を持ち、あるいは持たず、「分作」(刈分)小作人として、または労働力の一部分が日雇・出稼ぎに依存せざるを得ない階層として析出されつつある層―に矛盾が極端に収斂され、それらの中には、経営崩壊に追い込まれ、しかも村落共同体内に滞留しうる条件すら失つて、個別的・分散的な形態で、領外の労働力吸収能力の

ある地域へ、はじき出されていった部分が多少とも存在した。また名子(隸属)農民の欠落は、基本的には、名子経営自体が動揺させられている証左でもあるが、いずれにせよ、負担転嫁の仕組みが、究極的にはどのような階層にいきつくか明白であろう。

ところで、領主権力の収奪強化策が在地との緊迫関係を徐々に深化させていくのは確実なことであるとしても、そのことをもって直ちに総百姓一揆の状況に短絡させることはできない。村落共同体における家父長制的・身分制的階層秩序の堅固なこの地域において、藩の収奪政策によって生じた負担部分が潜行的により下層へと沈降させられていくのが通常であること。それによって「墮落」に見られる小経営離脱の危機を内包した没落貧農・小作人層が名子制を再生産しながら広範に析出されるとしても、その個別分散性は免がれず、家父長的村落支配者層が、その地位を決定的に脅かされない限り、容易に総百姓一揆の状況にはならないということである。

そうした意味からも、潜在的矛盾が顕在的矛盾に転化するためには、今までの契機が与えられる必要があったといえよう。天保飢饉への藩の施策のあり方がそれであった。

天保飢饉は、天保四年〜十年まで連年襲い、通例「七年

文政天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争

飢饉」と呼称されている。四年八月、領内なべて皆無同様の凶作と予測される状況の中で、「百姓共野走蕪掘」という動きが発生し、城下においても「穀物一円え売出不申候故餓死に及候者」も生じ、このため藩は岩城米を「惣門丁御会所にて老人に付老日白米老升つゝ百文に御払」している。また、藩ではこの時点で作況の把握に努めると共に、「御徒士目付加役兩人町組老人村方乙名共先達にて、在々分限者并穀物所持候者斗荒々と改被仰付、在々無残相廻り、この穀改によって領内の貯穀の実態を把握しようとした。さらに同月二十七日、中老野村を筆頭に、徒目付調掛り小笠原七右衛門や美濃屋安兵衛など大勢を随伴し、米買付のため「北国筋」越後新発田に出立した。この時の米買付の持参金は老万八千両程といわれる。

当初、飢饉対策、なかでも村方極貧層の「救済」措置は、「村限の住居の者一統親類同様に相心得、互に助合相統可致候、勿論平年株式宜敷者亦は緑合宜敷者穀物貯置候は、自分相統分除置其余は価を取払遣可申候」とあるように、「株式宜敷者」「緑合宜敷者」といわれる、前述したような名子主的村落上層農民の経済力に依存して、「村限」と「助合相統」すべきものとされていた。しかも「村限」ということであるから、「老村」限りに穀留を実施し、「他村えは仮令親類たり共一切払遣」わすことが禁止され、若

し「困窮の者有之共見捨置救も不致、訴出も無之及死亡候儀」ある場合は「村方一統の越度」とされた。また九月、「藩が当年違作ニ付御領内所々え御救質屋三ヶ年中無役ニて願出申度者被仰付べく……郷村株柄の者え相達」したことも、持つ意味は同じであろう。これに対し、剣吉村伊勢屋喜兵衛・明戸村重三郎・大野村吉三郎など「郷村株柄」の者が呼応し、質屋開業が許可されている。いわば、共同体諸規制を前提とする高利貸機能それ自体が、救済機能と見られていたのである。

この時期、見落せないものとして、預切手の問題が再び顕在化している。預切手は文政五年一時引揚げられたが、再び国産品強制買上げと関連して、天保三年に石橋徳右衛門・美濃屋安兵衛名前の「銀札預切手」が発行され、翌四年に「錢預切手」の通用が始められた。しかし四年も十一月となると、「似せ切手多分出米殊更廿三日市日大騒にて切手通用町中無之程」の状態となり、穀相場の高値は「賈切手致候者、在々駈歩穀物類無法相場高値ニ買歩行候故日増相場引揚」になったためという風聞も広まり、「早速引替申述候者」が続出した。藩はこれに対し、「両三年の内は領内之金銭入候事無之必定困窮に至候儀も有之事に候間、世上振合相直候内御用金不差出、御領内融通は相成丈預切手にて取引為致候様被仰付」とあくまでも正金銭は藩が独占す

わらず、強行した理由は判然としない点もあるが、「貧福ニ不抱上御救而已にて相続可致筋も有之間敷故、如何様成り品もかてい(糧力)にいたし、穀物類日々儉約いたし少々つつも延候へへ、来十月迄ニ御積ヲ以御救被成下候故行届可申候」というのが藩当局の言分であった。

こうして「稗三合扶持」策はこの上もない収奪強化として、無高貴農層ばかりでなく、「貯穀」を持つ名子主的村落上中農層を包み込み、在地総百姓との矛盾を一挙に炸裂させる直接の契機となった。しかもそれは、「主法替」そのものの撤回にまで至る藩政の基本を揺るがす一揆として、またたく間に全藩的規模に展開していった。

天保五年正月、「稗三合扶持」買上実施のため、係役人が廻村しており、在々村々は「郷中老人にても餓死為致間敷候間、御買上御免被成下候様願出」たが、「一円御免不被仰付」と藩の強硬な態度は不変であった。

一揆の経過を述べることは控えるが、正月七日夜中、久慈周辺の農民四五百人が久慈へ押寄せたことに始まるといわれる。そして、藩から願筋に対する回答を得、藩政改革の中心人物野村軍記の失脚が藩の処置として決定される十五日まで、一揆状況が継続した。一揆勢は一名の犠牲者・捕縛者も出さず、ほぼ成功裡のうちに収束した。

この一揆は八戸藩において、藩政の改変を求めて城下に

文政・天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争

べきものとされたのである。

ところで、藩の飢饉をめぐる方策が総百姓一揆の直接の導火線となったのは、こうした「村限助合策をさらに一歩越えて、「株式宜敷者」の村内貧窮層に対する「救済」機能にまで藩権力が介入していったことによる。それはその一揆が「稗三合」一揆と通称されてもいるように、「一人え一日玄稗三合の当を以宛介、其余は何程にても不残買上」げるといふ、貯穀の在地留保を一切認めない強制買上げという強硬な態度であった。それに関する次の史料をみよう。

此節上の御用金も沢山有之、殊に諸国より御買入米有之事故、定て御救米可有之、当年は諸過役免許可有之と皆々相待ける所何一つ赦面もなく、一粒の施迎もなし、却て……一人え一日玄稗三合の当を以宛介、其余は何程にても不残買上被仰付ける、尤当時稗直段一貫文に四斗四五升の処四斗の直段にて、米粟雜穀造右の段平均を以買上申達しける、諸役人軒別改帳を以相廻り、年越新年の祝を不構、在々敵敷責廻りける故、老若男女泣悲路道に迷ひ責る上より御救ひなく共、持合の菜大根迄御取揚、手前の貯ひも自由にならぬ世の恨めしさよと、百姓原野村を罵り上を恨み、四方に散乱し敷も理りなり。

こうした過酷な政策は当然反発が予測せられるにもかか押し強訴した最初の、そしてただ一度の全藩的規模での総百姓一揆であったが、この闘争の特徴的な点をいくつか指摘しておく。

一揆勢は三方面から押し寄せた。浜通勢(「八戸年代雑話」で三千四五百人、『御目付日記』で二千人、以下カッコ内数字の典拠は同じ)の「至剛至暴」、長苗代・名久井勢(式千五六百人―二千人)の「臆病にて日和見」の態度と比較し、久慈・軽米勢(一万数千人―三四千人)は「惣大将にて、何れも軍命敵敷敷乱妨ケ間敷事」の一切ない組織的統率のとれた規律のある闘争を敢行した。このように久慈・軽米勢が「総大将」的役割を果たした背景には、この地域は前述したように「主法替」による矛盾が最も強く出た所であり、非特権的な名子主的村落支配者層を中心に周到な準備があったと考えられる。盛岡藩の横川良介の著した『見聞隨筆』によれば、「其体純類の衣服を着し百姓町人躰共不見得」る「頭取十二人」の者が、久慈通の「在々を触廻り、一人たり共不参の者有らへ、帰て後所存を聞届へし、用意の小遣銭等は一切持参ニ不及、何程なりとも我等より出すべし」と闘争の組織工作・扇動にあたっていたといわれる。そして一旦緊張の緒がとけるや、この「十二人」の者の呼びかけに対し、「百姓共大方は是神仏の手引ならんと男女ニ限らず村中残りなく皆立の儘、用意もせず、誘引

「神三合」一揆の要求と沙汰

1.	神三合積御免願	○
2.	大豆買上御免願	○○
3.	大塩買上御免願	○○○
4.	菟駒八戸引出御免願	○○○△ (直増買上)
5.	粕油買上御免願	○○○△
6.	莫役御免願	○○○×
7.	肴役御免願	○○○×
8.	商人宿御免願	○○○×△ (諏訪日市斗可)
9.	他領商人入込勝手次第願	○○○×△
10.	御手商酒御免願	○○○×
11.	牛馬役先例の通願	○○○×
12.	一石三百文御免願	○○○×
13.	大豆沖の口御免願	○○○×
14.	金銀預切手御引揚願	○○○×
15.	山役銭倍増御免願	○○○×
16.	諸職人定役倍増御免願	○○○×
17.	御藏給所立役の外過役御免願	○○○×
18.	窓て諸運上一手御免願	○○○×
19.	鉄山売山願	○○○×
20.	久慈田屋別人願	○○○×
21.	久慈分平太夫御竿入の場所打直し願	○○○×

注 『藩史料』587～591頁より作成。なお○印=許可、△印=条件付許可、×印=不許可。

の決定的矛盾関係を創り出さない限りにおいて、再び行われ得るであろうという点である。事実その後の政策基調もこの基本線から大きく逸脱することはなかった。また、領主権力の国産商品の直接掌握が弛緩することによって、そ

文政天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争

史 苑 (第三十六卷第一号)

に任せて、急ち二万人余と成り、堰を切る勢いで全領的規模に一揆が波及拡大していったという。

ところで、このような一揆の波及の仕方から見ても、特産物の遠隔地市場に結合した藩専売制が極めて強い領主的要請として、権力的に在地全体に持ち込まれていった、その領主―百姓のうっ積した基本的階級矛盾の深刻な度合が理解されよう。それも「神三合扶持」の、飢饉対策の名目を借りた貯穀の買上げ策が、村落支配者層の共同体再生産機能にまでおよぶものである以上、彼等をして一揆の前面に立たせ、無高・貧農層や名子層の広範な参加に支えられ、総百姓強訴一揆という形態を取っていったのである。

しかしながら、一般的にこの時期の惣百姓強訴一揆は特権的豪農・商の打ちこわしを伴うのであるが、この一揆では今のところ、それを検出することができない。勿論、一揆後新仕法に協力的であった者の罷面が行われたように、対立・矛盾関係が一切顕在化していなかったというのではないが。打ちこわしを伴わないことの理由は、一つには特権的豪農の在地的性格という問題、すなわち彼等はその経営発展の基礎に名子制それ自体を解体させずに、手作地経営を保持していることに象徴されるように、家父長的支配―隷属・従属関係の強さに規制されて階層間矛盾が容易に表出しにくいということ。二つには、このような豪農層が

れまで権力の強大性の前に統制されてきた、城下町商人・在村の豪農的農民にとっては、富の蓄積の条件が一層拡大したことであり、しかもそれを許容するような在地構造、すなわち家父長制的隷属・従属関係を容易に払拭させないで進行する農民層分解の特質に支えられていたのである。

おわりに

幕藩制解体期の南部八戸藩における藩政の改革、およびそれを「支えた」固有の在地構造を中心に論じてきた。藩財政再建の成功は全国的な特産物の遠隔地商業の発展動向を前提にして、領主権の絶対的強さの発動のもとに、領内の商品生産・流通の成果を一身に奪取していくことによってもたらされたものである。このような収奪強化策は、とりわけ名子制が堅固に残存している主畑作地域において、総百姓との矛盾を拡大・深化させていった。だが村落内階層関係が家父長制的支配―隷属の身分関係として強くあらわれているこの地域においては、収奪強化策による新たな負担部分が、隷属・従属小農に潜在的に転嫁されることによって、当面矛盾が滅殺されていった。したがって名子主的村落支配者層が決定的にその家父長たる地位が脅かされない限り、総百姓一揆状況には直ちに展開しないことをみて

特権的地位にあるとしても、藩権力のもとに統制され、その枠組においてしか行動できない従属的「共生」関係にあったことも関係している。そこで、自らの持つ在地との矛盾を政策執行者、野村軍記に責任転嫁することによって、特権的豪農商が保身し得たともいえる。

さて、この一揆の二十一カ条の要求項目と、それに対する藩の処置を示したのが表8である。これによれば、流通支配、規制の撤廃、および諸課役の負担軽減に集約される。しかし実際にはその要求項目の約半分が容れられたにすぎないが、主な成果は「神三合積」を含めた藩の独占的な強制買上げ策が撤回されたことであった。

商品流通の自由のために、領主的規制・支配の撤廃を求めた闘いは、未だ自給自足的生活形態に強く繋がれていたとしても、今や小商品生産者たる性格規定から逃れ得ない小経営農民にとっては、その経営発展・流通(市場)参加は切実な課題であったといえる。しかし、ここで藩の一定の譲歩、藩専売制の一時的後退を余儀なくさせたとしても、小経営の成長・発展の途に家父長制的身分関係からの脱却は非常に険しいものであったといわなければならぬ、ともかくも、野村による「主法替」は藩財政の好転をもたらしたのであり、商品流通に対する領主的統制の強化が強制買上げ策にまで及ばないとしても、村落支配者層と

きた。いわば名子制を存続させなければならぬような在地構造が「主法替」の成功という事態の基盤になったといえよう。

無論、名子主的村落支配者層といっても、自然経済に縛られた旧態依然の名子主層ではなく、商品生産・流通過程に新たに発展の基礎をおく、あるいは恣態転換を迫られている(したがって対応し得ないで没落していく部分を対極に生み出す)階層である。ただ、名子主の本質を変えないまま豪農的發展に乗り出していくことに特徴を持っていく。この階層は「稗三合積」買上げ策を直接的要因として、藩専売制下に庄迫させられていた自らの利害・要求を一挙に爆発させた。その結果、以後の藩政は総百姓一揆による打撃によって、このような名子主的村落支配者層の動向に大きく規制されざるを得なくなっていたのである。

最後に、最も重要なこととして、文政・天保段階の小経営農民にとって、家父長制的身分関係からの脱却(「名子ヌケ」)、あるいはその払拭(名子制を再生産させないこと)が、依然として苦渋に満ちた課題であったことを指摘しておかねばなるまい。

注(1) 名子制度の参考文献。有賀喜左衛門『日本家族制度と小作制度』・『大家族制度と名子制度』(両書共『著作集』

- (10) 森氏前掲書参照。
- (11) 八戸藩『御目付日記』(上杉修氏蒐蔵、八戸図書館依託史料、以下『目』と略) 文政2・9・17。
- (12) 『目』文政13・4・5。
- (13) 上杉氏蒐蔵、八戸図書館依託史料。
- (14) 「野沢はたる」(『日本庶民生活史料集成』六卷、三二書房) 五〇頁、「柏崎記」(『奥南新報』明42・3・7)。
- (15) 『藩史料』五五二頁。
- (16) 同五二九頁。
- (17) 『多志南美草』(みちのく双書38) 一八頁。
- (18) 一、兼々国恩忘却不心得の筋数多有之事、一、主法替に付封印相破不軽事、一、両替迷惑に事寄せ申立上下を難儀為致候事、一、主法替申達書他国者へ相渡不軽事、一、同断写迄是亦他国者へ相渡重罪難通事(『藩史料』五三二頁)。
- (19) 『藩史料』五三二頁。
- (20) 『勘』文政13・8・4。
- (21) 同文政8・7・4。なお、三つ役Ⅱ一反歩。
- (22) 同天保2・8・8。
- (23) 「野沢はたる」四〇頁。
- (24) 『目』文政8・3・1。
- (25) 「野沢はたる」三七頁。
- (26) 「柏崎記」(『奥南新報』明42・2・10)。
- (27) 『藩史料』五四七頁。

文政天保期における八戸藩の藩政改革と農民闘争

未本社所収)、森嘉兵衛『九戸地方史』(のち『日本僻地の史的研究』と改題) 上下、岩手県内務部『特殊小作慣行』名子制度・刈分小作の実情 昭七、農林省農務局『本邦ニ於ケル刈分小作』昭九、農林省農務局『旧南部領ニ於ケル名子及之ニ類似ノ制度』昭一など。

- (2) 『八戸藩史料』(前田利見編・昭四、伊吉書店より昭四八復刻、以下『藩史料』と略) 五二六頁。なおこの藩政改革を扱ったものには、『概説八戸の歴史』中2(八戸社会経済史研究会)、守屋嘉美「幕末における『小藩』の改革視点」(『東北学院大学論集・歴史学地理学』第四号)などがある。
- (3) 『南部津輕飢饉史料』(青森県叢書第七卷) 八八頁。
- (4) 同書所収「天明凶歳録」二七三頁。
- (5) …飯料無之ものは、一日は糧を取一日は作仕付するが故、不早俄取、其上疫病にて小百姓は勿論、大作人も手廻不残相煩ふ村方多くして三ヶ一の仕付にも不相成杯と申したる処、五ヶ一の仕付にも不相成村多し(『天明凶歳録』二七一頁)。
- (6) 特に天明四年時には半知賃上を実施し、その対象は知行取・扶持取から「御末女中御端女」にまでおよんだ(『藩史料』四六一―二頁)。
- (7) 「天明凶歳録」二六八頁。
- (8) 八戸藩『勘定所日記』(上杉修氏蒐蔵、八戸図書館依託史料、以下『勘』と略) にはたびたびこの延納願が見られる。
- (9) 森氏前掲書に提示されている名子類型の、社会的救恤

- (28) 「当春大坂屋吉右衛門御塩支配被仰付置候処、勘定の節格別引負有之上納方難相成被成御吟味、八百両余御塩代上納相滞候ニ付、家財有品御取揚。」(『勘』天保4・6・27) となっており、また「概説八戸の歴史」によれば、大坂屋は塩取り扱いの口銭を實際は一文ももらっていなかったといわれる。
- (29) 森『九戸地方史』下、五五二頁。
- (30) 「野沢はたる」四六頁。
- (31) 同前。
- (32) 『青森県史』二五八―六二頁。
- (33) 西町屋文書『永歳覚日記』(三番、文政13(天保5))。
- (34) 『自』文政11・10・25。
- (35) 乍恐以書付願上候事
一、於森岡御領近年蚕種御吟味方被仰付、右支配方近江屋兵右衛門と申者年々盛岡御領内相廻、福島上々種引配仕候間、多分蚕損シ無之國産にも相成趣ニ御座候、…別て御領ニて江刈・葛巻通・関・川井・日ノ沢辺、蚕養方専ニ仕潤を以御年貢等上納相統罷在候所、当年悪種入込候て多分損シ、…御百姓共甚迷惑仕候、(私え) 一手引配被仰付被成下候得者、手入方共ニ得と用知らせ往々御國産同様の次第にも被成候得は、御百姓共一統の爲にも相成候、御年貢多足ニ仕上納可仕奉存候、尤桑植方共ニ氣ヲ付手入仕候儀ニ御座候、…当年手初の事故、為眞加金式歩御趣意の積可奉納候、乍恐願の通被仰付被成下度奉願上候、年々引配仕御國産にも相成候様ニ至候得は、其節猶又眞加金相増可奉申上候、乍恐以御慈悲願の

通被仰付被成下度奉願上候、以上
文政五年六月

願入御藏入葛巻村 善太郎
庄屋 又五郎
名主御用承り 万吉

〔勘〕文政5・8・12)

(36) 「野沢はたる」四七頁。

(37) 上杉氏蒐蔵・八戸図書館依託史料。

(38) 「柏崎記」〔奥南新報〕明42・3・10)

(39) 「野沢はたる」四七頁。

(40) 同前。

(41) 「野沢はたる」三六一七頁。

(42) その具体例として次の史料を示しておこう。

岩沢、六兵衛本潰願

一、岩沢村六兵衛兼て御舩金拝借の所：上納手段も無御座候間、六兵衛本潰被仰付被成下度奉願上候、願の通被仰付被成下候へ、家財有品揃払上納多足ニ仕度奉存候、不足の処親類共無鉢線合仕候共御太切の御舩金并御年貢上納外ニ役筋共ニ相片付申度奉存候間、何卒以御慈悲願の通本潰被仰付被成下度の趣乍恐奉願上候、以上

是川岩沢六兵衛親類共

〔勘〕文政6・6・28)

(43) 宝曆十三末十一月禿の者え被仰渡寛

一、高何石 代何拾何貫文 持高

一、屋敷 代何拾貫文 耆軒

一、家財 品々

一、手廻 内男何人 誰何十

女何人 誰何十

右人は六拾歳より拾五歳迄揀売誰何程、但六拾五歳罷

成候へ、親類共被成下候事、幼年の者拾五歳迄親類五人組え御預置十五歳罷成候へ、訴可申知候、右身売の者年季并身代朽の儀は其節伺の上可被及御沙汰候、尤人主請入へ親類五人組の者共相立可申候、但六拾一歳以上は親類共え以御積可被成下候

未十一月

(小笠原家文書、八戸市立図書館蔵)

(44) 天保一三年を例にとると、総高三八、九八〇石の内一

四、六三九石が知行高である〔岩手県史〕第五卷一五五

三頁。

(45) 〔勘〕天保4・8・15。

(46) 「八戸年代雑話」(前掲『飢饉史料』所収)一九八頁、

以下断わりのない限り、引用はこれに拠る。

(47) 〔勘〕天保4・9・12。

(48) 「野沢はたる」五一頁。

(49) 〔勘〕天保14・12・14。

(50) 「野沢はたる」五一―一二頁。

(51) 『九戸地方史』下一二〇二頁。原本は岩手県立図書館

蔵。